

介護保険料の納め方

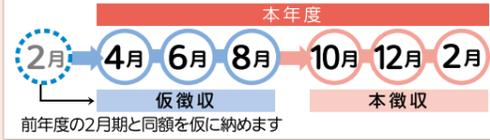
納め方は受給している年金*の額によって2通りに分かります。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額18万円以上の方→年金から【天引き】になります(特別徴収)

- 保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。年金から天引きになる方には、宮津市から事前に通知しますので、金額や天引きされる月等をご確認ください。



❗ 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった	→ 増額分を納付書で納めます。
●年度途中で65歳になった ●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった ●年度途中で他の市区町村から転入した ●保険料が減額になった ●年金が一時差し止めになった など	→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます。

年金が年額18万円未満の方→【納付書】で各自納めます(普通徴収)

- 宮津市から送られてくる納付書または口座振替により、期日までに金融機関等で納めます。
※コンビニエンスストア及びPayPay、au PAY、d払いでの納付も可能です。
- 年間保険料額を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利です。**



口座振替が便利ね



手続き

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

口座振替取扱金融機関

京都銀行、京都北都信用金庫、京都農業協同組合、近畿労働金庫、京都府信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、郵便局

介護保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1~3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(7~9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)

【1年6カ月間滞納した場合】

市区町村から払い戻されるはずの給付費(7~9割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

本来1~3割である自己負担割合が3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

介護保険は老後の安心をささえるみんなの制度です

65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険の保険料

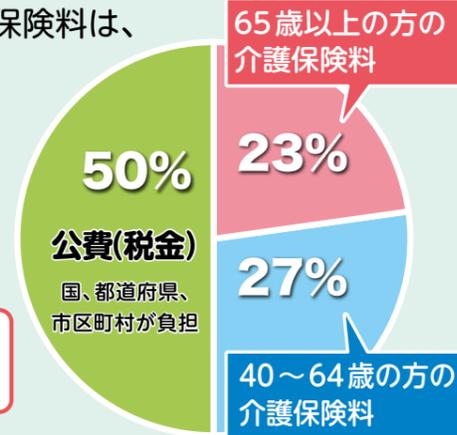
令和7年度版



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。

介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



負担割合は、65歳以上の方と40~64歳の方の人口比率などをもとに決められます。

保険料は介護保険の大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

宮津市 健康福祉部 健康・介護課 介護認定係

TEL 0772-45-1676 (直通)

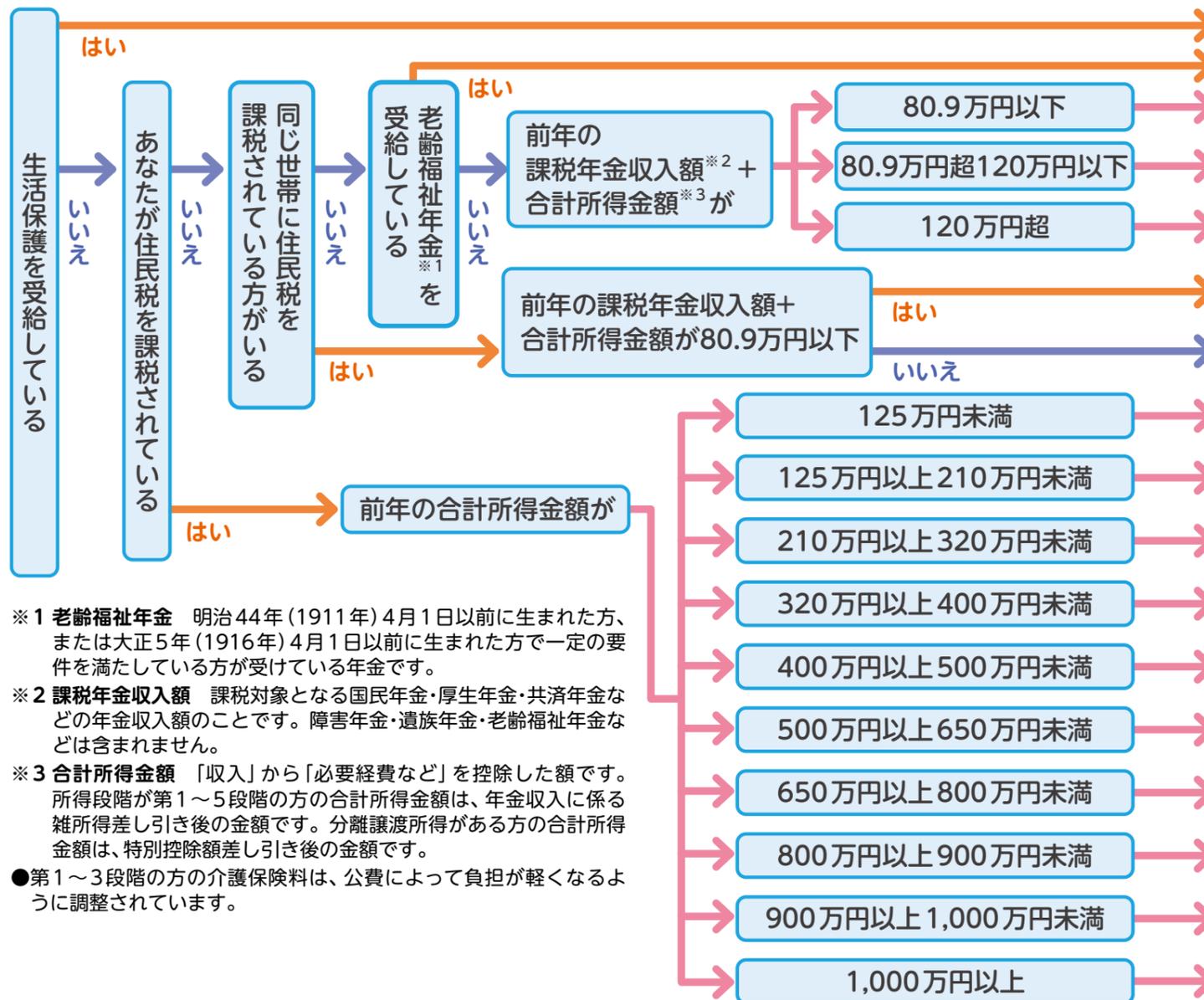
介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

$$\text{宮津市で必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{宮津市に住む65歳以上の方の人数} = \text{宮津市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 73,770円(年額)}$$

あなたの介護保険料は？



- ※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2 課税年金収入額 課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
- ※3 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
- 第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、15段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} の合計が80.9万円以下の方	基準額 × 0.25	18,450円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方	基準額 × 0.45	33,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	50,530円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額 × 0.85	62,700円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超の方	基準額 × 1.00	73,770円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.20	88,520円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.35	99,590円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.70	125,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.75	129,090円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.90	140,160円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	基準額 × 2.05	151,220円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.20	162,290円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額 × 2.25	165,970円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.30	169,660円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.35	173,350円

※第1・2・4・5段階の「対象となる方」の欄における「80.9万円」は、令和7～8年度の適用となります(介護保険法施行令改正による)。令和6年度は「80万円」と読み替えてください。

介護保険 Q & A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

- 例 ●6月1日が65歳の誕生日の方⇒5月分から納めます
- 6月2日が65歳の誕生日の方⇒6月分から納めます



Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

いつ、誰が介護保険を必要とするかわからないものね。



Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくならないように低い保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに介護認定係にご相談ください。